

1 今回改定の趣旨

令和5年7月豪雨災害及び令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、以下のとおり砺波市地域防災計画を改定するもの

2 改正内容

（1）令和5年度に発生した災害を踏まえた内容

- 避難所の開設基準の見直し(震度6弱→震度5弱)
- 参集基準も変更し、第2非常配備で全職員が登庁



【旧基準】

種 別	配備基準	職員配備体制
第1非常配備 (準備体制)	①震度4 ②市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員（最低4名以上） ※必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする
第2非常配備 (警戒体制)	①震度5弱若しくは5強 ②市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 各課等2名以上 地区連絡員（各地区2名） ※災害応急対策に関係ある各部課の所要人員及び地区連絡員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする
第3非常配備 (非常体制)	①震度6弱以上 ②市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※震度6弱以上の強い地震が発生した場合は、直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する

【新基準】

種 別	配備基準	職員配備体制
第1非常配備 (警戒体制)	①震度4 ②市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 企画政策課職員 ※必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。
第2非常配備 (非常体制)	①震度5弱以上 ②市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※震度5弱以上の強い地震が発生した場合は、直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する

(朱書き改正箇所)

○災害対策本部における分掌事務の見直し

- ・円滑な事務を実施するため、罹災証明の受付・発行業務を社会福祉課から税務課に変更
- ・飼養動物（ペット）の救護等について明記 など

○市支援制度の追加

- ・地震発生時による危険ブロック塀等の支援
- ・地震や台風による住宅瓦被害の防止のための全面改修を支援



○避難所における飼養動物（ペット）の避難に対する対応の明示

- ・災害規模に応じて県及び関係機関と連携し、飼養動物（ペット）の保護や避難所の隣接地に収容及び適正な飼育を可能とするよう努めることを明記



（2）制度見直しなどに伴う修正

○住宅の応急処理等の記載事項の修正

- ・住宅の応急修理及び障害の除去、応急仮設住宅の供与等、災害救助法の見直しにあわせた追加 など



○災害ごみの集積場の選定方法の明確化

- ・砺波市災害廃棄物処理計画に基づき、災害ごみの集積場候補地を明記



（3）地区防災計画の策定促進

○地域防災計画に地区防災計画を位置付け

- ・1地区策定済み 令和6年度に3地区策定予定

